

休業に関する協定を締結！

J R 四国労組は、これまでも新型コロナウイルス感染防止策等について会社と協議を重ねてきた。さらに、新型コロナウイルスの影響を受け、運休・減便の拡大に伴う業務量の減少、及び感染拡大防止策等への対応について意見集約を行い、会社側へ緊急の申し入れを行ってきた。

そのような中、5月1日から実施される休業について、以下のとおり内容を確認した。

新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小に伴う休業について

1 休業の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バスの運休に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた職場において、雇用維持を目的として関係する社員の休業措置を実施する。

2 休業の時期

休業は、2020年5月1日から2020年6月30日までの間において実施する。

3 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

- (1) 本社及び各支店の社員（管理職、契約社員、再雇用契約社員を除く）を対象とする。
- (2) 休業日の休業人数は概ね196人とする。
- (3) 休業は出来る限り輪番で行うものとする。

4 休業時間

1日平均7時間35分とする。

5 休業手当の支払い基準

休業中は、1日当たり、労働基準法第12条の規程により、平均賃金の60／100を支給する。

J R 四国労組は、現行の会社を取り巻く厳しい状況を鑑みると今回の休業はやむを得ないとする。引き続き、雇用の確保と生活の維持を第一義に協議を重ねていくことを確認し、協定を締結することとした。

あわせて、組合員やその家族、お客様の命を守るため新型コロナウイルス感染防止に向け労使をあげて、この難局を乗り越えとともに、収束後には安全を最優先に収入の確保に努めていくこととする。

以 上